社説

高等法院長の進退

臺灣高等法院長の進退は端なく世上の問題と爲り或は違憲の沙汰なりと云ひ又は當然の處置なりと說き是非の議論紛々として未だ歸する所なきが如し蓋し双方共に相當の理由ありて何れよりも立論するを得るが爲めなる可し今姑く憲法論を別として事の是非を論ぜんに當局者の處置、穩當なりと云ふを得ず凡そ官吏を非免するには夫れ〳〵相當の理由ある可き筈にして例へば不能にして任に適せずとか不品行にして品位を損したりとか怠慢にして職務を盡さぬとか又は大に失策したりとか何か申分なかる可らず若しも故なくして非職或は免職を命ずるが如きとあらば官吏社會は不安に堪へず落附て勉强する者なかる可し今法院長の人物如何は我輩の知る所に非ざれども世間の評判に據れば甚だしき欠點もなきが如し赴任以來孜々として新領地司法制度の創立に盡力すると共に行政官吏の非行を摘發して嚴に處分せんと欲したるのみにして別に非行を犯して體面を汚したるとも無く又大に失策して赤面したるともなしと云ふ左れば政府が之に非職を命じたるは不審にして物議の喧しきも偶然に非ざれ共然れども政府とて何の必要もなきに態々物議を犯して漫に人を進退す可きに非ず我輩の所見を以てすれば臺灣は百事草創の地にして自から多少の不取締を免れず其官吏の如きも月給の外に一種の望を抱て赴任する者多く商人輩も奇利を目的として渡臺する者少なからざる可し此間に立て爬羅剔抉、些細の非行も摘發して一々嚴罰に處せんとすれば臺灣は恰も百鬼夜行の觀を呈して世間に對しても不體裁なれば敢て臭いものに蓋する譯には非ざれ共少々の不都合は大目に見て程よく取繕ふこそ智者の計なれ然るに法院長は飽迄も摘發して毫も假借する所なからんとする者なれば行政部との折合圓滑ならずして遂には施政の敏活をも妨ぐるに至る可しとて或は强ひて非職を命じたるものならんか强ち無理と云ふ可らず假令ひ當人の身に格別の落度なしとするも普通の行政官ならば不折合の一事以て非免を命ずるの理由として十分なれ共司法官の進退には自から異なる所なかる可らず裁判官に貴ぶ所は獨立不羈にして苟も他より動かさる〻樣にては到底其本色を全うする能はず左ればこそ憲法に於ても其獨立を保證したる次第にして假令ひ新領地に於ては其意に反して司法官を非免するも憲法上差支なしとするも成る可く之を尊重して實際に於て其獨立を保たしむるこそ肝要なれ若しも法律の文句に差支なければとて一時の便宜の爲めに自由自在に法官を[illegible]することあらば左なきだに腐敗し易き臺灣の地、是れ迄防腐劑の用を爲したるものまでも腐敗して遂には手の附け樣なきに至る可し司法大臣の如きも法律上臺灣法官の獨立を認めざれども實際には其必要を認むるが如し左れば萬已むを得ざる事情あるに非ざれば[illegible]を犯す可らず特に目下疑獄事件は未だ落着せず其人の面目を[illegible]ざるの際、强ひて其發頭人を非免するに於ては疑團いよ〳〵深くして遂には途方もなき[illegible]くに至る可し一方に於ては世の疑惑を招き他の一方に於ては法官を不安の地位に陷れて腐敗の淵に臨ましむ智者の事に非ざるなり一官吏の進退啻牙に掛かるに足らざるが如くなれども臺灣今後の治績に影響する所蓋し少なからざる可し敢て一言する所以なり

○工場巡視記（其十五）

十月六日大阪に於て 特派員 牛山才治郎

平野紡績株式會社

予は大阪鐵道に乘りて平野鄕に至り平野紡績株式會社に取締役金澤仁作氏を訪ひ其來意を告げて工場の一覽を請ひしに同氏直に快諾し其案內にて順次工場の視察を遂げたり

紡績工場 錘數は二萬七千六百四十八本にして內第一工場の錘數を一萬一千五百二十本とし紡績機械は英國ヲールドハム プラット兄弟會社の製造、蒸汽機械及び汽罐は英國ボールトン府ヒックハーグリーブ社製造にして橫置聯成汽機は三百馬力、建築は平家造り建坪一千二百十一坪なり又第二工場は錘數一萬六千百二十八本にして紡績機械其他汽罐は第一工場と同一なり橫置聯成汽機は四百五十馬力にして建築は平屋造り建坪二千零二十七坪なりと云ふ

空氣流通の構造 市外東成郡の田中に工場を起せしは既に職工衛生の重ぜざる可らざるに基きしを知るに足るべし外氣の新鮮にして衛生に可なるも操業場の構造にして不完全を極めたらんには職工の身體に害あること少しとせず三重紡績會社の構造に比するときは或は劣る所なきにあらざれども天井は左程低き方にあらず光線窓も完全にあらざるも不十分と云ふ可らず空氣光線共に適度の供給にして職工の衛生上害あるを認めず

通路の整否 場內の通路にして不完全なるが如きことあらんには一朝火災の變起るときは其危險測る可らざるものあり構內の面積一萬〇三百十四坪の廣大なるを以て工場より工場への通路隨て廣大なれば危險の恐れあるなし

食堂及び食物 食堂は平屋造りの大廣間にして頗る淸潔なり炊事場に金網を設けて蒼蠅の集まるを防ぐなど用意周到なり職工賄は特選受負を以て一回二錢即ち一日六錢と定め會社は特に受負者に對し補助として白米一石十圓の割を以て賣渡し米價騰貴の爲に副食物を粗惡ならしめざるを期し每月一日、十五日、大祭祝日等の如きは殊に副食物を好くし年始三日は會社より雜煮餅及び鯣魚を其他の祭祝日等には別に魚類を給與するの規定にして醫局醫員は賄受負者より日々副食物の献立書を差出さしめ尙は米飯副食物等を食事每に檢查して不都合のことあれば詰責して改めしむると云ふ

敎育及び衛生 舍監は世話掛と共に工女の養成を勉め就業の餘暇を利用して簡易の學科及び裁縫敎授の方法を設け隨意練習せしむ時々幻燈を以て衛生及び婦德上の談話を爲し斯道の幾分を漸次會得せしむることゝせり目下自ら進んで裁縫敎授を乞ふ者四十人にして習字に從事するもの四十六人あり工女世話掛の婦女六名の中一人は專ら裁縫を敎授し其他は嘗て病院等に於て多少衛生の事を心得たるものにして舍監の指揮を奉じ常に室內空氣の流通を計り一室每に塵入を備へて間斷なく掃除を爲し各室の淸潔は勿論睡眠中寢冷せしめざることに注意し夏季に在りては冷水、未熟果實等を禁じ

寢衣、工場服等は時々促して洗濯せしむるよし

寄宿舍及び取締 寄宿舍は二階建の立派なるものにして舍監二名を置き事務を辨理し他に四名の世話掛を置きて事務を分擔せしめ宿舍には工女世話掛として婦女六人を置けり又寄宿工女の數は四百人にして疊一枚に工女一人の割合なれども晝夜更代なれば二枚に一人の寢床を設くる割合にして狹からず室內も淸潔にして工女部屋とは思はれず

外出時間 工女操業を終へ歸舍後出門時間を八時三十分を限りとし晝夜共九時を限り就眠せしめ濫に外出を許さず若し已むを得ざる要用あるときは係員の許可を得て出門せしめ規定の門限に後れ或は外泊するものに對しては翌日より日數を限り外出を禁止する筈なりと

醫局、病室、熱氣消毒室 醫局には醫務顧問（醫學士）一名、專任醫師一名、補助醫一名、助手兼藥劑手一名を置き專任醫師及び助手は常務とし醫務顧問は每月三回と定めて必要の際は時々出務するよし又醫員は專ら寄宿工女及び病傷共濟會員工場內に於ける臨時病傷等の治療及び寄宿舍社宅衛生に關する事務を掌れり病室は通常病室と隔離室とを區別し看護婦一名及び看病世話人三人を置き患者の看護は勿論室內を掃除せしめ外に人足一人を置き室外及び便所等を掃除せしむるを以て淸潔なり患者用寢具は總て白布を以て被ひ五日間每に洗除消毒の上、交換すると云ふ又患者の食品は常食の外、滋養として牛乳雞卵等を給し居れり熱氣消毒室は明治二十八年の建設にして病室に隣接し建家桁行八間 梁行三間高さ九尺にして屋內板張を以て各室に分ち未消毒部と既消毒部とに區分し熱氣室は間口四尺六寸、奧行七尺、高さ六尺、側壁煉瓦を以て建築し溫度は攝氏百度以上とし驗溫器を備置けり消毒すべき物品は鐵製束盤の上に高さ四尺三寸、幅三尺三寸の鐵函に穴を穿ちたるものを載せ鐵軌を布設して室の內外を出入せしむ其他人體消毒所あり燻蒸の法備はれりと謂ふべし

浴場及び便所 平家造りにて大なる浴槽を設け朝夕更代入浴せしむるよし又便所は常に掃除して消毒を施し淸潔を保てり

消防器械 數臺を据付けありて非常用に供せり

夜業燈火 は電燈にして割合に多く据付けあれば殆んど不夜城の如くなりと

勞働時間 一日の勞働時間は十一時間にして職工を甲乙兩部に分ち午前六時と午後六時にて交代就業し一週間每に甲乙晝夜交代すると云ふ

休憩時間 午前九時及び午後三時に各十五分間、正午晝食の際三十分休憩せしむと云ふ

定期休業日 は一週間每に一日の休業とし暑寒休日及び祝日は一晝夜の休業にして則ち左の如し

年始三日間○小正月○節分○春秋彼岸會○盂蘭盆會○鄕社秋祭其他各一日間○夏期氏神祭禮二日間○三大節各一日間○年末二日乃至三日間

職工人員 千四百九十四人にして男四百三十人女千六十四人なり社宅より通勤者男百二十八人、女百四十五人、在寄宿舍男七人、女三百二十人、附近村落より通勤者男二百九十五人、女五百九十九人なりと云ふ

職工年齡 十歲未滿男女各一人、十四歲未滿男三十五人、女一日六人、

人四十歲未滿男

男三十六人、女

賃銀 最高日給

女共四錢にして

弱なり

○潮田

又別に水力電氣

土地を買入れ此

を供給するの目

し來るもの多く

ミニユーム製錬

及び製紙工場等

くれば左の如し

發電地名

ナイアガラ

オレゴンシチー

ビッグコフトル ウッド

オグデン

フオルサム

サントアンナ

備考此表は

萬ボルト而

サントアン

離の電力傳

以上の諸地中ナ

力を利用して頗

の據るべきなく

河流の水量增減

こと大方ならず

を造り之を以て

の大陸中にては

の地形に比すれ

して語るべから

供給場は僅に一

ありては前表に

なく加之是等の

弗安き處に至れ

すれば非常の低

業勃興し石炭を

石炭の價日を追

かも全國到る處

しからざる河あ

力を利用して發

事業の如き單に

大供給場を設

に日本の水力電

の位置、第二水力

の關係は前も述

有望なるを知る

○運

余は運輸條約の

設し香港、新嘉坡

の光景、香港、新

來東奔西走、

四日德國日本公

●[illegible]停車場發車時刻

●新橋停車場發車 ○東海道行午前六時（神戸迄急行）、七時廿五分（名古屋迄）、十時廿五分（靜岡迄）、午後十二時半（神戸迄）、三時二十五分（神戸迄）、六時二十分（神戸迄）、十時（神戸迄）、○橫須賀行 午前四時四十分（橫須賀[illegible]

[illegible]一時四十分（橫須賀[illegible]）、二時[illegible]時二十五分、[illegible]國府津迄）、四時十分（橫須賀迄）、四時五十五分（橫須賀及國府津行川崎、鶴見に停車せず）、五時四十分（[illegible]）、六時二十分（橫須賀及國府津行大森、鶴見に停車せず）、七時廿分（[illegible]）、八時廿分（同上）九時十分（同上）、十時（國府津行川崎、鶴見、大森[illegible]外（横濱迄大森、川崎、[illegible]

[illegible]十分（[illegible]より直行鶴見に停車せず）、午後十二[illegible]分、二時廿五分（神戸より直行鶴見に停車せず）、二時五十分、三時[illegible]四時十五分、（濱松より直行鶴見に停車せず）、四時五十五分、五時廿五分、六時十三分（神戸より直行鶴見、川崎に停車せず）、七時十五分、八時、八時[illegible]

（橫須賀、[illegible]）●上野停車場發車（[illegible]）、十一時（[illegible]）、七時（宇都宮[illegible]